

会社名 株式会社 シーボン
 代表者名 代表取締役兼執行役員社長 金子 靖代
 (コード番号：4926 東証第一部)
 問合せ先 常務取締役兼執行役員 諏佐 貴紀
 (TEL：044-979-1234)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月16日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成28年6月23日開催予定の第51期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 取締役会の招集権者及び議長に関する規定について、取締役会の運営の柔軟性を確保するため改正するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、補欠監査役の予選に関する規定の項数が変更されたため、所要の変更を行うものであります。
- (3) 上記の変更以外に一部字句の修正等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第12条 (条文省略)	第1条～第12条 (現行どおり)
(株主名簿管理人) 第13条 (条文省略) 2 (条文省略) 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成なら	(株主名簿管理人) 第13条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並び
びに備置その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。	に備置その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。
第14条～第23条 (条文省略)	第14条～第23条 (現行どおり)
(取締役会の招集権者及び議長) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 2 <u>取締役社長</u> に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	(取締役会の招集権者及び議長) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会において予め定めた取締役</u> がこれを招集し、議長となる。 2 <u>前項により定められた招集権者又は議長</u> に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
第25条～第27条 (条文省略)	第25条～第27条 (現行どおり)
(社外取締役との責任限定契約)	(社外取締役との責任限定契約)

第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく限度額は、金500万円以上で <u>予め定めた金額</u> 又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。
第29条 (条文省略)	第29条 (現行どおり)
(選任) 第30条 (条文省略) 2 当社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 3 (条文省略)	(選任) 第30条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 3 (現行どおり)
第31条～第34条 (条文省略)	第31条～第34条 (現行どおり)
(社外監査役との責任限定契約) 第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく限度額は、金300万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	(社外監査役との責任限定契約) 第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく限度額は、金300万円以上で <u>予め定めた金額</u> 又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。
第36条～第39条 (条文省略)	第36条～第39条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成28年6月23日

定款変更の効力発生日 平成28年6月23日

以上